

## 令和3年度事業計画

### 1. 令和3年度事業計画

#### (1) 新型コロナウイルス感染禍の状況・実態

##### ① 1月14日NHK5時17分全国報道ポイント抜粋

- ア. 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で貸切バスの利用が大幅に減って、複数のバス会社が旅行会社から再び運賃を下げしてほしいと言われている
- イ. あるバス会社の証言
  - 関東のある会社では、首都圏近郊への日帰りツアーの貸切バスの運賃が法令に基づく計算で11万円台以上になりますが、軽井沢のバス事故前は、大きく下回る6万円台で運行し、事故後国の指導が強化されたことや旅行会社に値上げを繰り返し求めたことで、おとしには8万円台まで引き上げることができました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大で、貸切バス運賃はおよそ7万円と1割以上下がった
  - 7万円では、運転者の人件費や車両の整備費、事務所や駐車場の経費でほとんどなくなってしまうため、この値段が続けば万が一の事故を防ぐために行っている脳ドックなどの費用を十分に出せなくなるおそれがある
  - 運賃が下がると、安全対策が十分に講じられず、バスの稼働を増やして売り上げを上げるため運転者にも過酷な勤務をさせることになり結果、軽井沢のバス事故のような大きな事故が起きる可能性がある。非常に危険な状態だが、1社ではどうすることもできない
- ウ. 行政書士は、新型コロナウイルスの影響で仕事がほとんどなくなり、国の無利子無担保の貸し付けや雇用調整助成金などで生かされている状況だとしたうえで、今後、貸し付けの返済も加わってより厳しい状況に追い込まれる。一方でツアーの需要は以前ほど戻らないため、各社は運賃をどんどん下げて死に物狂いで仕事を取り始めることが懸念される

- そして車両の整備費や運転者の教育など安全にかかる費用が不十分になり、安心がないがしろにされるおそれがある
- 国は監視を強化するだけでなく、利用者の側も安だけではバス会社も旅行会社も選ばないという、社会の雰囲気醸成することをコロナの影響で旅行が止まっているいまこそ、改めて考えるべきだ

② 北海道の貸切バス事業者の運賃・料金収入の推移(北海道バス協会資料123者)

ア.	令和2年3月対前年同月比	-74.7%
イ.	4月	-81.5%
ウ.	5月	-90.7%
エ.	6月	-88.5%
オ.	7月	-83.7%
カ.	以下の月省略 3月~12月	-66.5%(平均)

③ 雇用調整助成金利用会社93者、融資制度利用会社92者、持続化給付金利用会社92者

④ 貸切バス事業者の了解を得ながら巡回指導を実施(北海道運輸局の指導)

- ア. 令和2年3月から運行していないので巡回指導は遠慮する
- イ. 札幌からこの時期に巡回指導に来ないでほしい(札幌・帯広運輸支局管内)
- ウ. インバウンド(中国、マレーシア)がユーザーで令和2年3月から1月まで仕事がない。平成31年4月12名勤務していた運転者が辞めたりで令和3年1月運転者は4名になった
- エ. 上層部の命により、令和2年3月末営業所の半分の運転者を解雇した

⑤ 貸切バス事業者等の推移

- ア. 北海道の貸切バス事業者219者中(休止事業者8者除く)、行方不明事業者は1者のみ
- イ. 令和2年2月以降休止事業者5者、同じく同期間廃止事業者(道外本社の営業所廃止を含む。2月末廃止事業者1含む)11者

(2) 国土交通省の対応(1月15日赤羽大臣ぶらさがり会見)

① 質問者明記されていない

- ア. 質問:先ほどコロナ禍でバス事業者の必要な予算を計上しながらということをおっしゃっていましたが、具体的に今お考えのことは
- イ. 大臣:これからですね。公共交通機関の所管することは我々の仕事ですから、他人任せにしないで国土交通省として責任ある対応をするということ。具体的には総合政策局が皆様の様々な話を聞いておりますので課題を調べ、特に後は巡回指導していただいている適正化センターの現状は詳らかに地域によってずいぶん違いがあると聞いておりますので、確認しながら適切な対応していきたいと思っております。

② 読売新聞

- ア. 質問:巡回指導のお話があったと思いますが、再発防止策に向けて年1回と言うことですが、そこに向けて国の対策として
- イ. 大臣:巡回指導のやり方は任せきりではなくて各地方の運輸局が責任を持って担当としてやって行く。両輪なんですけど、そこをしっかりと回していく。ですから、一義的には各運輸局が責任を持たなければいけない。本省と各運輸局、もういちど連携を取りながら、それぞれの巡回指導の状況を詳らかに、現状を確認しながら、必要なことは間髪入れずにやっていかなければいけないと考えています。

③ 中日新聞

- ア. 質問:コロナ禍でバス事業者さんも経営が大変厳しくなっております。その中で、適正化センターの現状も厳しくなっています。また、当時問題になっていた下限割れ運賃の問題が横行するのではないかと懸念があるが、そのなかで大臣の受け止めと今後の対応などあれば
- イ. 大臣:国土交通省も各運輸局も、通報窓口の所にも、下限割れではないかという意見が寄せられているのは事実ですので、下限割れが起こらないように、平成28年の6月に決めた、1つの大きな柱で

ありますので、そうしたことがないようにしっかりしなければいけない。そのためにこれから審議が始まります、第三次の補正予算のなかに公共交通機関をしっかり支援する、具体的な、新しい、かなりの額の予算を計上させていただいておりますので、しっかり有効に使いながら、貸切バス事業の安全性が損なわないような、安全対策を取っていきたいと思っています。

(3) コロナ禍の事業計画重点事項

- ① 事業者の意向に配慮しつつ適正化事業を遂行
- ② 運行管理の実施状況の確認
- ③ 届出運賃・料金の適正収受、学校関係・民間企業等との年間運送契約の確認
- ④ 過剰な手数料等の支払い有無の確認

(4) 令和3年度巡回指導計画

- ① 令和3年度の巡回指導は監査対象営業所を除く全営業所に対し実施(国土交通省自動車局旅客課の行政指導)
- ② 巡回指導の実施状況、負担金の納付状況や国の対応変化等の状況に応じて、弾力的に諸計画の見直しも検討する。
- ③ 令和3年2月1日現在営業所数 312 営業所(休止営業所 7 除く、行方不明事業者 1 者込)
- ④ 312 営業所-監査対象営業所≒270 営業所
- ⑤ 令和3年度巡回指導対象営業所=270 営業所

(5) 令和3年度営業所パトロール活動

営業所のパトロール活動・試行実施

- ① 対象営業所
  - ア. 苦情等のある営業所
  - イ. 運行管理者が実質1名の営業所(運転者兼務)
  - ウ. 小規模(少人数)営業所

② 実施方法

- ア. 実施営業所前で確認
- イ. 運行管理者の出社状況
- ウ. 運転者の出社・日常点検・乗務開始

③ 営業所パトロール数

試行段階として 20 営業所数程度

(6) 令和 3 年度指導体制

- ① 巡回指導及び営業所パトロール活動を実施するため 7 月から指導員 4 名体制
- ② 7 月にトラック適正化に 1 年契約で移籍している指導員を戻す

(7) 事業運営経費増額抑制手法

- ① 常勤専務理事兼首席指導員を 4 月から非常勤化
- ② 4 月首席指導員を採用
- ③ 指導員 1 名 7 月採用として 4 ヶ月分人件費削減

以下余白